別紙様式５

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号に基づく随意契約に係る情報の公開（物品役務等）及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革本部決定）に基づく情報の公開

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数（※契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）の場合の記載事項）		提案者の数		特別な競争参加資格（※提案者の数が1の場合の記載事項）	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な事由	移行予定年限				公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		うち農林水産省出身者		うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）		
1	箕面土砂撤去作業一式	分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所長 山﨑　準	京都府京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町102	平成26年8月11日	株式会社　野村造園土木	京都府京都市右京区嵯峨大沢柳井手町26-6	会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項(緊急の必要により競争に付することができない場合）	本業務は平成26年8月10日の大阪府箕面市付近での台風11号の影響による集中豪雨により、国有林内で土砂崩壊や倒木が発生し、このまま状態では下流城の入込者多い一帯に流出する危険性が高く、これらの撤去を迅速に行うため、会計法（昭和22年法律第35号）第29の3第4項(緊急の必要により競争に付することができない場合）に該当するものとして、随意契約とした。	－	－	－	1,368,144	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	産物販売委託契約業務 スギ外　5,540m3	分任支出負担行為担当官 兵庫森林管理署長 川畑　宏二	兵庫県宍粟市山崎町今宿100-1	平成26年8月1日	株式会社キョウワ和田山木材市場	兵庫県朝来市和田山町法道寺400	会計法第29条の3第4項（企画競争）	－	－	－	－	4,210,400	－	－	－	－	－	39	0	－	単価契約
3	扇ノ仙国有林外造林事業（保育間伐（活用型）） 全木伐倒（活用型間伐） 1,965m3外	分任支出負担行為担当官 鳥取森林管理署長 竹内　芳仁	鳥取県鳥取市東町2-325	平成26年8月4日	大和森林 株式会社	島根県松江市東朝日町87－6	予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99の2(再度の入札をしても落札者がないとき）	本工事は一般競争入札を2回行ったところ、入札不調となったため、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99の2(再度の入札をしても落札者がないとき）に該当するものとして随意契約とした。	－	－	25,446,616	25,164,000	98.8%	－	－	－	－	－	－	－	－

4	池谷国有林外造林事業（保育間伐（活用型）） 全木伐倒（活用型間伐） 2,661m3外	分任支出負担行為担当官 鳥取森林管理署長 竹内　芳仁	鳥取県鳥取市東町2-325	平成26年8月12日	木原造林 株式会社勝英事業所	岡山県英田郡西粟倉村長尾９５６－１	予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99の2(再度の入札をしても落札者がないとき）	本工事は一般競争入札を２回行ったところ、入札不調となったため、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99の2(再度の入札をしても落札者がないとき）に該当するものとして随意契約とした。	－	－	25,416,091	24,300,000	95.6%	－	－	－	－	－	－	－	－
5	入開山国有林製品生産事業及び造林事業（保育間伐（活用型）・植付） 全木伐倒（活用型間伐） 5,737m3外	分任支出負担行為担当官 岡山森林管理署長 杉野　恵宣	岡山県津山市小田中228-1	平成26年8月27日	新見市森林組合	岡山県新見市下熊谷４０７－２	予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99の2(再度の入札をしても落札者がないとき）	本工事は一般競争入札を２回行ったところ、入札不調となったため、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99の2(再度の入札をしても落札者がないとき）に該当するものとして随意契約とした。	－	－	73,241,620	72,576,000	99.0%	－	－	－	－	－	－	－	－
6	高松山応急対策作業一式	分任支出負担行為担当官 広島森林管理署長 冨田　幸一	広島県広島市中区吉島東3-2-51	平成26年8月26日	沼田建設 株式会社	広島県広島市安佐北区可部３－３－３０	会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項(緊急の必要により競争に付することができない場合）	本業務は平成26年8月20日の広島県広島市北部での集中豪雨により、国有林内から発生した崩壊土石及び流木の撤去を迅速に行う必要があるため、会計法（昭和22年法律第35号）第29の3第4項(緊急の必要により競争に付することができない場合）に該当するものとして、随意契約とした。	－	－	－	51,840,000	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	新庄山応急対策作業一式	分任支出負担行為担当官 広島森林管理署長 冨田　幸一	広島県広島市中区吉島東3-2-51	平成26年8月26日	株式会社 日洋	広島県廿日市市津田1029	会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項(緊急の必要により競争に付することができない場合）	本業務は平成26年8月20日の広島県広島市北部での集中豪雨により、国有林内から発生した崩壊土石及び流木の撤去を迅速に行う必要があるため、会計法（昭和22年法律第35号）第29の3第4項(緊急の必要により競争に付することができない場合）に該当するものとして、随意契約とした。	－	－	－	3,067,200	－	－	－	－	－	－	－	－	－